

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	個人消費品への輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入通関レギュレーション</li> <li>個人消費輸入品の大半が日本国内販売・国内消費を基準としているため、海外輸送における通関必要書類（正式書類）を入手することはほぼ不可能。</li> <li>※個人消費輸入すべての商品において、同書類を入手できない限り不可となる。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人消費輸入品の免税措置。</li> <li>・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入通関レギュレーション</li> <li>個人輸入品(食料品)における(CED: Common Entry Document)の申請が必要となる。</li> <li>※アメリカのFDA同様にすべての部品は、個別に明細化する必要がある。ゼロ値は不許可。</li> <li>一動物製品を含むEU以外の国からのすべての出荷は、事前にPRG-GTWの承認を受けなければならない。</li> <li>一物証明書が必要。CZに発送する前に貨物について通知が必要。</li> <li>一中国からの茶製品と日本からのすべての食品は、指定された入国地点(LEJ)で検査され、Common Entry Document(CED)が必要。</li> <li>※当該検査には150ユーロが請求される</li> <li>一委託先は学生・CZでの在学証明書添付、転居の場合は雇用契約書添付、賃貸同意書とパスポート、超過手荷物/忘れ物がある場合は、CZとパスポートに航空券の提出が必要。</li> </ul>
6. 雇用						
1	自動部品	慢性的な採用困難・労働者不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接員は、ウクライナ、ベラルーシ等からの外国人労働者に依拠しているが、召致にあたり、ビザ申請・住居確保等、一時費用、多大な事務工数が発生。</li> <li>また、人材派遣も利用しているが、給与の倍を支払うも人材の質が非常に悪い。(無断欠勤が多く、当日にならないと、何人来るか分からない)</li> <li>管理系、技術系スタッフについて、都市圏からの大卒人材の採用が困難。(地方では優秀な人材確保が困難)</li> <li>全体的に 自前で人材育成を実施しても、より高い待遇を求め、すぐに転職するため、出向者主体のマネジメントから脱却できずにいる。</li> <li>また、インフレに連動した急速な賃金上昇も問題となっている。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材召致の簡素化、早期化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人滞在法</li> </ul>
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	自動部品	ビザ取得手続きの煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人のビザ取得に関し、約6ヵ月のリードタイムを有しており、20年前から一向に改善していない。また、申請に必要な書類が多く、作業が煩雑。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社からの出向により一定の給与収入が見込める人材は、ビザ取得の早期化を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人滞在法</li> </ul>
2	自動部品	ビザ取得手続きの煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐在員用に就労カードによるビザ申請を継続している。この申請は現地採用の外国人と同様の手段であり、一時的に出向(内部転勤、数年後に帰任)する駐在員としては申請する書面、申請の工数が多い。</li> <li>EU域外企業のグループ内転勤によりチェコで勤務する経営管理職を対象にしたICTカード制度があるも、滞在最長3年の期限が設けられている。</li> </ul>	新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTカード規定の変更。</li> <li>日本人駐在員は平均4～6年出向予定のため、この期限を改定すると同時に1回のビザ申請で4年滞在が可能な規定にしていだきたい。これによりICTカード=駐在員限定用とし、労働許可証と最終学歴卒業証明、無犯罪証明取得が省かれビザ申請がスムーズとな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内転勤者カード</li> <li><a href="https://frs.gov.cz/typy-viz-a-pobytu/obcane-tretich-zemi/dlouhodobe-pobyty/karta-vnitropodnikove-prevedeneho-zamestnance/">https://frs.gov.cz/typy-viz-a-pobytu/obcane-tretich-zemi/dlouhodobe-pobyty/karta-vnitropodnikove-prevedeneho-zamestnance/</a></li> </ul>

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					る。	
3	日機輸	ビザ取得手続きの煩雑・遅延	・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3か月程度必要な場合あり）。最近日本側でビザ申請をする際に社会保障協定適用証明書提出が求められることになったが、社会保障協定適用証明書の手続には時間がかかるため、ビザ申請時期が遅れる。	継続	・手続きの早期化をして頂きたい。 ・従来のように、社会保障協定適用証明書の提出を不要として頂きたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	自動部品	EUの炭素国境調整メカニズム(CBAM)の施行	・EUの炭素国境調整メカニズム、通称CBAMを設立するEU規則が2023年5月に施行された。2023年10月から移行期間となり、移行期間中は課徴金が発生しないものの、報告義務が求められる。対象品目は示されていないものの、実際に自社の購入品（製品、部品、設備、治具等）の何が対象になるのか自社では判断することが難しく、外部の支援を要する。	新規		
16. 地域紛争に起因する問題						
1	自動部品	フーシ派の船舶攻撃による紅海、スエズ運河航路の影響	・中東危機を発端に、日本、アジア発の船便がスエズ運河を回避、喜望峰回りとなったため、リードタイムが2-3週間増となっている。	新規		
2	自動部品	ロシアによるウクライナ侵攻及び紅海での船舶攻撃	・ロシアによるウクライナ侵攻後、急激にインフレ率が上昇した。現在はインフレ率も鈍化しつつあったが、紅海での船舶攻撃により、燃料費が再び高騰しつつあり、また海外からの調達品のリードタイムに影響がでつつある。インフレに伴い、毎年の賃上り率が急上昇している。電気代高騰の対応策として、自社に太陽光パネルとコージェネレーション導入を決定し行政に申請したが、行政手続きに時間を要すとともに、発電量の認可は申請の約3割ほどに留まる。	継続		